第７章　第５章及び第６章の意見についての都市計画決定権者の見解

第 7 章　第 5 章及び第 6 章の意見についての都市計画決定権者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

第 5 章で示した「環境の保全の見地からの意見を有する者の意見」についての都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1(1)～(18)に示すとおりである。

表 7.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画対象事業の目的	事業全般	今回の事業計画では、立地の特性を活かし秩序ある都市的土地利用を実施し、田園環境との調和を図り、桶川市の発展に寄与するなかで地域の声をしっかりと捉え、事業計画に反映できるよう求める。	秩序ある都市的土地利用を実施するため、計画地は、圏央道の IC に近接する位置にあることから、計画的に市街化区域に編入し、土地区画整理事業により公共施設（道路、提供公園等）を整備し宅地の利用増進を図ります。また、企業（流通業、製造業）を誘致することは雇用の確保にもつながり、桶川市の発展に寄与すると考えます。 また、田園環境との調和を図るため、緩衝緑地帯、遊歩道及び公開緑地公園等の整備により、周辺の田園環境との調和を図る計画です。(p. 10～11 参照) さらに、地域の声をしっかりと捉えるために、本事業の進捗に応じて、地権者及び近隣を対象とした説明会を開催しています。また、「埼玉県環境影響評価条例」（平成 6 年 12 月、埼玉県条例第 61 号）に基づく環境影響評価手続に則り、調査計画書説明会の開催、意見書の受付を行いました。いただいた意見を踏まえ、事業計画に反映するよう努めました。(序章参照)
都市計画対象事業の実施区域	計画地及び周辺の概況	地形では、石川川の事が一切触れられていないが、記述を求める。この地域は石川川の源流に近く、湧水も一緒になって清らかな水が流れている。このような地形が残るのは、市内でも当該地域だけであり、貴重な自然の地形ともなっている。	準備書では、現地調査結果を踏まえ、石川川の記述を追加しました。(「第 2 章　都市計画対象事業の目的及び概要 2.3 (2) 1) 地形」(p. 4)、「第 10 章 10.9 動物 (1) 5)③(ｱ) ｱ) b b)計画地及び周辺の変遷の状況」(p. 537～538) 参照)

表 7.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画対象事業の実施方法	計画地及び周辺の概況	自然環境でも、石川川とその周辺の湿地が存在し、ミソハギ、カヤ、アザミ、カヤツリグサ類等の在来種が比較的多くみられ、貴重な自然環境となっている。また、近年減少している黄菖蒲の群生地もある。当然、キツネや狸なども生息している地域であり、オオタカだけでなく、生態系が豊な地域であることを記述していただきたい。	準備書では、現地調査結果を踏まえ、計画地内の湿地や確認種について記述を追加しました。(「第 10 章 10.10 植物 (1) 5) ①植物相の状況、②植生の状況、④保全すべき種及び保全すべき群落の状況」(p.580～591)、「第 10 章 10.11 生態系 (1) 5)調査結果」(p.608～627) 参照) なお、キショウブは重点対策外来種に指定されており、防除対象となっています。
	土地利用計画(公園緑地等)	計画地内には、石川川に由来する水路が存在し、歴史的には米を積んだ船が行き来していたという。説明会では、湿地や水路を残した公園の計画①の考えが示されたが、計画内容としては、載っていない。また、牧野家陣屋跡や 2 か所の縄文遺跡②をつぶすことになる当該計画では、できる限りの発掘調査と歴史的由来を調査し、調査結果は、公園や施設などで、後世に残すようにしていただきたい。	①湿地や水路を残した公園の計画 湿地等を保全する公開緑地公園の計画については、調査計画書作成時点では事業者が作成する土地利用計画が未確定であったため掲載していませんでした。 準備書では、現地調査結果を踏まえ、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行うことを記載しました。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (9)植物、(10)動物、(11)生態系」(p.823～827) 参照)
			②川田谷陣屋跡や 2 か所の縄文遺跡 試掘調査により、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性のある範囲は、地下部の改変を制限し現状保存する計画としています。その他の埋蔵文化財包蔵地は発掘調査を実施し、遺跡を記録保存します。本遺構は、縄文時代と中近世時代の複合遺跡であり、調査結果はそれぞれの遺構の状況を重ねて表記した図面として、発掘調査報告書に掲載し、公表します。また、遺跡の概要を記した案内板の設置を検討します。(「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (14)史跡・文化財」(p.831) 参照)
	交通計画	計画地内に存する市道 1584 号は川田谷小学校児童が通学路にしているようです。工事中や完成後での配慮すべき事項があるのではないか。車両の走行経路も検討が必要ではないか。	現在、通学路として利用されている市道 1584 号線については、歩道を設けた代替路線(区画道路 9.5-1 号線) を整備し、安全に利用できるよう配慮する計画です。 また、工事中及び完成後とも、現況より交通量は増加することが考えられるため、走行ルートを定め、交通安全に十分注意した運転を行うよう指導します。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (4)道路計画、(8)交通計画、2.7 (4) 資材運搬等の車両の計画、(6)作業時間等」(p.17～21、25～26、34～36、38)、「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (13)自然とのふれあいの場」(p.829～830) 参照)

表 7.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画対象事業の実施方法	交通計画	上尾道路からのアクセス道路は、一部通学路となっています。市道 15 号線における児童生徒の通学路に対しての安全対策と、市民が通る生活道路としての安全対策を講じてください。	アクセス道路の設計にあたっては、交通管理者や道路管理者等の関係機関との協議を踏まえ、交通安全と市民や農業従事者のための道路としての利用に配慮した道路計画となるよう検討しました。 また、工事中、完成後とも、現況より交通量は増加することが考えられるため、交通安全に十分注意した運転を行うよう指導します。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (4)道路計画、(8) 交通計画、2.7 (4) 資材運搬等の車両の計画、(6)作業時間等」(p.17～21、25～26、34～36、38)、「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (13)自然とのふれあいの場」(p.829～830) 参照)
		アクセス道路へは、歩道の設置及び、耕作する農作機械や車両が出入りできる場所と、通行帯を確保してください。	
		市道 1 号線から市道 14 号線に抜ける変則的な丁字路は、見通しが悪く危険です。市道 65 号線を通って市道 1 号線へ抜ける新たな道路整備と、交差点へ信号機の設置を要望します。	市道 1 号線から市道 14 号線に抜ける丁字路等、周辺の道路整備については、計画地外であるため、本事業とは別に検討が行われています。市道 1 号線から市道 14 号線に抜ける丁字路については、交差点改良により計画地内の市道 65 号線との接続部を検討する必要があることから、適切な道路線形を検討します。 また、本事業に起因する計画地周辺の道路については、児童生徒を含めた道路利用者への安全に配慮した道路計画となるよう検討します。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (4)道路計画、(8) 交通計画、2.7 (4) 資材運搬等の車両の計画、(6)作業時間等」(p.17～21、25～26、34～36、38)、「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (13)自然とのふれあいの場」(p.829～830) 参照)
		事業を進めるうえでは、周辺地域の道路整備(65 号線と 1 号線の交差部、15 号線と 1561 号線の交差部など)の課題や児童生徒を含めた道路利用者への安全に配慮した事業の実施を強く求める。	
	その他	開発エリアと、アクセス道路は夜になると暗く見通しの悪い場所です。安全対策として、街路灯や防犯灯の設置を要望します。	安全対策として、街路灯を検討します。なお、設置にあたっては、安全性を考慮したうえで光漏れを少なくする設計や機器を採用します。
工事中の環境保全対策	水質、土壌、地盤	当該地域は湿地による軟弱地盤であり、地盤凝固剤を使用する可能性が高いが、記述がない。	交通量の多い道路については置換工法（砕石による置換）により路床の地盤改良を行う計画です。また、幹線水路付替工事における水路(暗渠）の支持、擁壁工事における擁壁の支持のため、中層混合改良（セメントミルクを軟弱土と攪拌混合する工法）による地盤改良を行う計画です。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.7 (3) 1)アクセス道路工事、2) ②切盛土工事、④幹線水路付替工事、⑤道路・供給処理施設工事」(p.33) 参照) また、地盤改良時の配慮を、環境保全措置として、準備書に記載しました。(「第 11 章　環境の保全のための措置 11.1 (8) 地盤」(p.822) 参照)

表 7.1-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
工事中の環境保全対策	水質、土壌、地盤	調整池が必要との説明もあり、その場合の地下水位のレベルも触れていない。工事の概要が分からない状態だが、水質、土壌、地盤は、丁寧に記述すべきである。	本事業では、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出増加行為の許可が必要となる行為に該当することから、雨水流出抑制対策として、条例に基づき算定される必要容量以上の雨水地下調整槽を設ける計画です。（「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (6) 2)雨水排水」(p.23～24)、「資料編 第 6 章 水象 6.1 雨水流出抑制施設の計画」（資料編 p.129～150）参照） また、地下水位については現地調査を実施し、その結果は「第 10 章 10.6 水象(1) 5) ②(ｲ) ｱ)既存井戸調査、 ｲ)ボーリング調査」（p.459～461）に示しました。 水質に関しては「10.5 水質」(p.397～442)に、土壌に関しては「10.7 土壌」(p.477～487)に、地盤に関しては「10.8 地盤」(p.489～504)に取りまとめました。 なお、調査計画書時点では、雨水流出抑制対策について、関係機関と協議中であり、詳細が決定していなかったため、記載していませんでした。
	植物	生物について、植物種の移植を必要に応じてとあるが、上尾道路江川地区環境保全対策検討委員会において、移植が難しい種などが調査されている。工事ありきで単純な移植は控えていただきたい。	現況調査の結果を踏まえ、環境の保全のための措置を検討し、準備書に記載しました。 計画地内で確認された保全すべき植物種は、耕作中の水田や耕作放棄地、三面護岸の水路に生育しており、保全のためには水田と同様の適切な管理により生育環境を維持することが重要と考えます。このため、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、移植する方針としました。（「第 10 章 10.10 植物 (1) 5) ④保全すべき種及び保全すべき群落の状況」(p.583～591)、「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (10) 植物」（p.825）参照）

表 7.1-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
工事中の環境保全対策	動物	オオタカについて、圏央道の環境保全措置を参考にするとあるが、オオタカ検討委員会での調査やモニタリングの中で、繁殖に失敗している。また、環境アセスメント（1998 年 2 月）では、「周辺に失われる面積は、周辺の同様な生息環境のうちのわずかで、同様な環境が多く存在するので影響は少ない」と評価している。しかし、その後圏央道と上尾道路とのジャンクション（評価の対象とはならず）や周辺開発が進み、記述の残された生育環境であった当該計画地が失われることにより、生息環境は大きく損なわれる。従って、圏央道の環境保全措置は参考にはならない。新たな検討委員会なども検討いただきたい。	「埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議」は議事録が公開されていることから、その内容を整理しましたが、繁殖に失敗していると結論づける結果にはなっていないと考えます。また、本事業の環境調査において、簡易調査を含めた 3 繁殖期の調査の結果、各年とも 2 営巣地で繁殖し、少なくとも 1 営巣地で 2 羽の巣立ちに成功していることから、圏央道の建設により環境が損なわれたとは言えず、圏央道での保全措置の事例は参考になると考えます。計画地の近く（400m 以内）で営巣が確認された場合は、工事の影響を把握するため、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努めます。委員会を設置するのではなく、専門家の指導助言を仰ぎつつ保全措置を実施する計画です。 また、現地調査により、計画地は計画地近くの営巣地で繁殖するオオタカの採食地として利用されていることが分かりました。本事業により採食地は減少しますが、高利用域とする範囲には、ある程度、流動性があると考えられ、現在の高利用域周辺の同様の環境を採食地として利用することは可能と考えられると予測します。 供用時には、計画地内に公園・緑地として、高木を植栽した緩衝緑地帯や、水田生態系の復元を目標に整備を行う公開緑地公園を整備する計画であり、オオタカの狩猟対象となる鳥類の生息環境を創出することで、餌資源の減少を軽減できると予測します。また、オオタカがとまりとして利用していた携帯アンテナ塔及び送電線鉄塔は残置することから、将来もとまり場として利用可能と考えます。 （「第 10 章 10.9 動物 (1) 5) ② 保全すべき種の状況、③ (ｲ)オオタカの繁殖状況、(2) 1) ⑥ (ｲ) 表 10.9-21(4)」(p.525～527、541～543、553～555)、「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (9) 動物」(p.823～824) 参照）

表 7.1-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査項目	水質	地下水についての「存在・供用時」を入れる。地盤凝固剤やコンクリートなどを使用した場合、地下水に影響は残る。また軟弱地盤を調整池のための掘削や、道路整備などにより、地下水位が変化することが考えられ、公開緑地公園は湿地であり、生態系に大きな影響がある。	地盤改良やコンクリートの使用については、工事中の影響要因であることから、「工事中」の項目として予測・評価しました。(「第 10 章 10.5 水質 (2) 2) 造成等の工事に伴う底質及び地下水の水質の変化の程度、(3) 2) 造成等の工事に伴う底質及び地下水の水質の変化の程度」(p.426、437～438) 参照) また、調整池や道路整備による地下水位への影響については、水象の「存在・供用時」の項目として予測・評価しました。(「第 10 章 10.6 水象 (2) 2) 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度、(3) 2) 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度」(p.470～471、474～475) 参照)
	水象	水象について、「河川等の流量、流速及び水位」、「地下水の水位及び水脈」は存在・供用時だけでなく、工事中の影響を入れる。当該地域には石川川源流に近く、湧水も流入していることから、工事による水脈の分断や埋め立ては、慎重にしなければならない。地下水涵養機能と地下水位及び地下水流動の変化は生じるので、調査は必要である。	水象の「河川等の流量、流速及び水位」、「地下水の水位及び水脈」については、「埼玉県環境影響評価技術指針 手引 (平成 30 年改正対応版)」(平成 31 年 3 月、埼玉県) の p.160 に基づき、「造成地の存在」による影響を「存在・供用時」の項目として選定し、予測・評価しました。(「第 10 章 10.6 水象 (2) 1) 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度、2) 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度、(3) 1) 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度、2) 造成地の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度」(p.466～475) 参照)

表 7.1-1(7) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査項目	地象	「土地の安定性」について、項目として選定しない理由を「計画地は平坦な地形を呈する水田及び畑地等であり、地盤の法面安定計算を必要とするような長大な盛土の設置は行わないことから調査・予測項目として選定しない。」とあるが、石川川とその周辺の工事次第では、土地の安定性は必ずしも確実ではないことから、項目に追加する。	本事業での造成計画では、最大切土高約 6.3m、最大盛土高約 3.8m です。また、切土法面は最大で約 2.9m、盛土法面は最大で約 2.2m で、勾配は切土、盛土、ともに最大で 1:1.8 であり、「道路土工-切土工・斜面安定工指針（平成 21 年度版）」（平成 21 年 7 月、社団法人日本道路協会）、「道路土工-盛土工指針(平成 22 年度版)」（平成 22 年 4 月、財団法人日本道路協会）の高さ 5m 以下の標準勾配以下で計画しています。擁壁で支える場合は、擁壁を支持するため中層混合改良により地盤改良を行います。また、盛土内の地下水位が上昇しないよう、適切に排水工を施します。「埼玉県環境影響評価技術指針 手引（平成 30 年改正対応版）」（平成 31 年 3 月、埼玉県）の p.174 には、「土地の安定性」の項目では、「地すべり地形、不安定土砂、崩壊地、災害履歴等から土地の不安定な箇所を把握し、対象事業等の実施による安定性への影響」を予測評価するとあり、本事業において、該当する斜面等はないことから、項目として選定していません。 なお、石川川沿いにアクセス道路を整備しますが、地盤面高さを大きく変更するような工事はなく、石川川の工事は行わないことから、土地の安定性に影響するものではないと考えます。
		「地形及び地質」について、「計画地には重要な地形及び地質は存在しない」とあるが、谷地田や市内で唯一残された清水の流れる石川川と、希少動植物も生息する谷地田は重要である。ホテイアオイの大きな群落も複数存在している。	計画地には、「日本の地形レッドデータブック」（平成 12 年 12 月、日本の地形レッドデータブック作成委員会）や、「第 1 回自然環境保全基礎調査」（昭和 51 年、環境省）のすぐれた自然調査（地形・地質・自然現象）に掲載された地形及び地質は存在しないことから、「地形及び地質」の項目は選定しませんでした。 なお、重点対策外来種であるホテイアオイは現地調査で確認されていません。現地調査で群落が確認されたヒメホテイアオイは、平成 8 年（1996 年）に国内で初めて確認された外来種です。

表 7.1-1(8) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査項目	史跡・文化財	当該計画地は、重層的な遺産がある地域である。開発によって失われるものを入れるべきである。未知の領域や調査不足がゆえに、人類の貴重な遺産を破壊することは許されない。従って、史跡・文化財の項目は、工事中の影響も調査項目に入れる。	埋蔵文化財包蔵地への影響については、「埼玉県環境影響評価技術指針 手引(平成 30 年改正対応版)」(平成 31 年 3 月、埼玉県) の p.237～238 に基づき、「造成地の存在」による影響を、「存在・供用時」の項目として選定し、予測・評価しました。
		史跡・文化財について、指定文化財が存在しないことを理由に、項目を選定しないのは合理的でない。大平遺跡と遺跡№7 の縄文集落跡は、全容が解明されておらず、今後発掘作業によって解明されるものである。また、圏央道の工事の際に一部発掘された牧野家陣屋跡の全容も解明されていない。これらは計画地の半数近くを占めており、貴重な文化財を抹殺することは許されない。	計画地内の遺跡については、史跡・文化財の「埋蔵文化財」として項目選定しました。 計画地内の埋蔵文化財については、桶川市の担当部署と協議の上、試掘調査を行いました。試掘調査により、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性が極めて高い範囲は、桶川市の担当部署の指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限し現状保存する計画としています。その他の埋蔵文化財包蔵地は発掘調査を実施し、遺跡を記録保存します。本遺構は、縄文時代と中近世時代の複合遺跡であり、調査結果はそれぞれの遺構の状況を重ねて表記した図面として、発掘調査報告書に掲載し、公表します。また、遺跡の概要を記した案内板の設置を検討します。(「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (14)史跡・文化財」(p.831) 参照)

表 7.1-1(9)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	調査全般	住民への安心安全が確保される工事計画となるよう事前の調査をしっかり行ってください。	住民の皆様の安全を確保し、安心いただけるよう、事前に大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌（産業廃棄物埋設区域の廃棄物の調査を含む）、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照阻害及び電波障害の調査により環境の現況を把握し、本事業の工事中及び供用時の影響が著しいものとならないよう、環境影響評価の結果を踏まえ、事業計画及び環境の保全のための措置に反映するよう努めました。
		事業地建設が終わってから、環境に影響があるという事で追加工事がなされることがないよう、十分な事前調査をお願いいたします。	
	大気質、騒音、振動	大気質、騒音、振動の測定地点に、もう一か所、圏央道に近い住宅予定地を加える。圏央道に加え、施設の稼働、供用時の自動車交通の発生に伴う環境負荷について、生活環境の予測・評価が必要である。	大気質については、予測条件として、計画地の周辺の大気汚染常時監視測定局のデータを用い、現地調査は本地域のバックグラウンド濃度把握の観点から行います。このため地点は追加せず調査を行いました。 騒音、振動については、予測条件として現地調査結果を用いることから、圏央道に近い住宅地（環境騒音・低周波音、振動の調査地点Ａ）、上尾道路に近い住宅地(同Ｂ)、その他の住宅地(同Ｃ)の 3 地点を計画しました。このため、地点は追加せず調査を行いました。(「第 10 章 10.2 騒音・低周波音 (1) 3)調査地域・地点、(2) 3)⑤(ｲ) ｳ)暗騒音」(p.302～304、331～332) 参照)
	水質	その他の土壌の性状は最低 2 季とする。1 回では客観性に欠ける。	土壌の性状については、土壌沈降試験用の試料採取を行ったものであり、季節変化は無いことから 1 回としました。
	水象	地下水の水位及び水脈について、既存資料と既存井戸では実態がつかめない。湧水は多数あり、石川川に流入していると考えられ、図 4.5-1 の 4 ヶ所に加え、石川川の合流周辺に一か所加える。湿性植物が生育していると考えられる地域である。	湿性植物の生育地点では、地下水面が地表に現れていることから、調査地点として溜池跡の湿地を追加し、水位を調査しました。(「第 10 章 10.6 水象(1) 3)④(ｲ)現地調査、5) ④(ｲ) ｱ) 溜池跡の湿地の水位」(p.445～446、465) 参照)
		計画地は、過去に池が存在して湧水があったと地元の方は言っています。埋め立てられているようですが、湧水や地下水脈の調査をしっかり行う必要がある。	過去に池が存在した場所は、湿地となっており、地下水面が地表に現れていることから、湿地の水位を調査しました。 調査の結果、湧水地点は確認できませんでしたが、降水によって不圧地下水の水位が上昇すると、その浸み出し等により、湿地の水位が上昇することが示唆されました。(「第 10 章 10.6 水象(1) 3)④(ｲ)現地調査、5) ④(ｲ) ｱ) 溜池跡の湿地の水位」(p.445～446、465) 参照)

表 7.1-1(10)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	水象	石川川の水量が増えると考えられ、下流への影響も検討すべきではないか。	石川川の水量の変化等については、「水象」の「存在・供用時」の「河川等の流量、流速及び水位」において予測・評価しました。(「第 10 章 10.6 水象 (2) 1) 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度、(3) 1) 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度」(p.466～469、472～473) 参照)
	水象、動物、植物、生態系	高村建材工業(株)北側の湧き水のある湿地の環境影響評価について環境影響評価調査計画書にきちんと計画されていません。この湿地は石川川の生態系の一部であり、石川川流域全体の生態系に影響を及ぼすものであります。この湿地を含めた石川川全域の生態系調査および環境影響評価を実施することで湿地および石川川の水棲動植物は元より流域周辺を生活圏にしている動物を含めた生態系の保全につながります。 さらに川田谷全体の生態系に影響いたします。川田谷の各地において鳥類の頂点に君臨する大鷹を含めた猛禽類の生息が確認されています。その猛禽類の生息にも影響を与える事になります。 水源のある湿地及び石川川の生態系の調査、水質に与える影響をしっかり調査しないと川田谷の未来、桶川の未来にとって禍根を残すものとなります。 水源のある湿地及び石川川全域の環境影響評価調査を確実に実施いただきたい。	高村建材工業(株)埼玉工場北側の湿地については、水象において湿地の水位調査、動物においてトラップ調査地点とし、植物では植物相、植生の調査を行いました。また、溜池を含む計画地及び周辺の変遷の状況について、調査しました。その結果、希少な種や湧水地点及び湧水のある環境を生育・生息環境とする種は確認されませんでしたが、生態系としての重要性を鑑み、湿地の一部を動植物の保全エリアとする計画です。 また、本地域で確認されているオオタカについては、これまでの知見を踏まえ、繁殖期間中は注意深く工事を実施するとともに、供用時の餌資源の供給のため、計画地内に緑地等を整備する計画です。(「第 2 章 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「第 10 章 10.6 水象(1) 5) ④(ｲ) ｱ) 溜池跡の湿地の水位」(p.465)、「第 10 章 10.9 動物(1)調査」(p.505～545)「第 10 章 10.10 植物(1)調査」(p.573～592)、「第 10 章 10.11 生態系(1)調査」(p.607～627)「第 11 章 環境の保全のための措置 (9)動物、(10)植物、(11) 生態系」(p.823～827) 参照)

表 7.1-1(11)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	土壌、地盤	土壌及び地盤の予測について、産業廃棄物埋設区域だけでなく、工事の範囲に広げる。造成工事や地盤改良剤投入などの工事は、広く周辺環境に影響を与える。	土壌の影響については、計画地内に産業廃棄物埋設区域が存在することから、産業廃棄物埋設区域の土壌汚染状況について調査しました。また、本事業は「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）第 4 条第 1 項及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号)第 80 条第 1 項に定める一定規模以上の土地の形質の変更に該当するため、今後、法令に則り必要な調査及び届出を行うことから、それらを踏まえ予測を行いました。(「第 10 章 10.7 土壌(1)調査、(2)1）⑤予測結果、(3)1)②評価結果」（p.477～487）参照) また、地盤改良による影響については、水質、地盤の項目で予測・評価しました。計画地内の造成工事では、軟弱地盤への盛土はプレロード工法（盛土載荷重工法）により地盤の強度を向上させ、道路工事で地盤改良が必要な場合は置換工法（砕石による置換）により路床の地盤改良を行うことから、地盤改良材は使用しません。水路付替工事及び擁壁工事については、必要な地盤強度を確保するため、中層混合改良（セメントミルクを軟弱土と攪拌混合する工法）による地盤改良材を用いた地盤改良を行いますが、地盤改良工事の前に事前試験を行い環境負荷の少ない適切な配合設計を把握し、施工します。また、必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水します。(「第 10 章 10.5 水質 (2) 1) ⑤ (ｲ)pH、(ｳ)健康項目、2)⑤予測結果、(3) 1)造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度、2)造成等の工事に伴う底質及び地下水の変化の程度」（p.426～428、435～438)、「第 10 章 10.8 地盤 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) 造成地の存在に伴う地盤沈下の範囲及び程度」(p.502～504)

表 7.1-1(12)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	動物	動物について、環境の保全に関する配慮方針で、「保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討する」とあるが、当該計画地が周辺でも最も自然環境の良い地域となっており、区域外の移動とは、どこの地域を指すのか、そこで生育が可能なのかも含めて評価し、配慮の内容を具体的に示すよう求める。また、植物の直接的改変を予測するとあるが、動物にも影響があるため、間接的改変も可能な限り予測すべきである。	本事業において、計画地は流通系・製造系の土地利用を計画していることから、地域全体として、動物の生息環境が減少すると考えられます。しかし、計画地の周辺には、現在の計画地と同様の、耕作地や屋敷林、水路等からなる田園環境が存在していることから、それらを利用する動物種の生息が可能であると考えます。 また、計画地には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画しており、緩衝緑地帯に高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行うことで、影響の軽減に努めます。(「第 2 章 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「第 11 章 環境の保全のための措置 (9)動物、(10) 植物、(11) 生態系」(p.823～827)参照)。 影響予測に関しては、事業計画との重ね合わせによる直接的改変のほか、他項目における予測結果、類似事例及び既存知見等により、間接的な影響も予測しました。(「第 10 章 10.9 動物 (2) 1) ④予測方法、⑥(ｱ) 動物の生息地の改変の程度及びその他の生息環境の変化」(p.546、549～550)

表 7.1-1(13)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
調査方法	植物	植物の植生調査の頻度が年 2 回となっているが、植物相調査と同様、年 4 回の実施とする。生態系の予測・評価に際し、基本的データとして重要である。	「埼玉県環境影響評価技術指針 手引（平成 30 年改正対応版）」（平成 31 年 3 月、埼玉県）の p.201 において、植生調査は「植物の生育が盛んで、かつ種の確認率が高い夏季を中心に実施する。ただし、確認可能な時期が限られる群落、十分な調査資料が得られていない群落等について、春又は秋季に補足調査を行う。」と記載されています。調査計画書では、夏季と秋季の調査で、植生図の作成と植生の代表的な地点における植物群落調査を計画しました。調査計画にかかわらず、植物相調査で、確認可能な時期が限られる群落を見つけた場合や、十分な調査資料が得られていない群落について資料が得られた場合は記録しました。 なお、動物の項目において、オオタカの営巣が確認されたことから、猛禽類の営巣環境の調査を、非繁殖期である 12 月に追加で実施しました。（「第 10 章 10.9 動物(1) 5) ③ (ｲ) ｲ) b オオタカの営巣環境」(p.544～545)参照）
	生態系	生態系の予測として、計画地のわかりやすい生態系ピラミッドの現状と、工事と造成地、工場の稼働の際それぞれに予測していただきたい。また、工事中の騒音、振動が生態系に及ぼす影響について、加えていただきたい。	本地域の生態系については、食物連鎖のイメージ図として示しました。 生態系の予測については、工事、造成地の存在、工場の稼働を含めた一連の影響を予測しました。また、生育・生息環境の変化については、騒音、振動等、ほかの項目の予測結果も踏まえ予測しました。（「第 10 章 10.11 生態系(1) 5) ① (ｲ) 地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定 図 10.11-2 食物連鎖のイメージ、(2) 1) ⑥ (ｲ) 造成等の工事又は造成地の存在により想定される影響の種類と時期」(p.615、631～632)参照）
	景観	田園風景を壊されることがないよう、十分に配慮した計画となるよう、事前調査をしっかり行ってください。	田園風景との調和が保たれた計画となるよう、調査結果を踏まえ、緩衝緑地帯、公開緑地公園を計画しました。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (1)土地利用計画」(p.10～11)参照）

表 7.1-1(14)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
環境の保全に関する配慮方針	大気質	資材運搬等の車両または、関連車両の主要走行経路を定め調査を行い、調査結果の詳細、建設機械の台数、工事中の交通量の数値等を明らかにして、周辺地域への影響を最小限に抑えるように対策を求める。	資材運搬等の車両、関連車両の走行、建設機械の稼働については、台数や走行経路等を明らかにし、その影響を予測しました。また、環境の保全のための措置を講じることにより、周辺地域への影響を抑えるよう努めます。(「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (8)交通計画、2.7 (4)資材運搬等車両の計画、(5)建設機械の計画」(p.25～26、34～38)参照)
	騒音・低周波音、振動	工事中や物流倉庫が稼働した後は、多くの車両の往来が見込まれます。調査にあたり、現在の状況をよく調査するとともに、近隣住民への丁寧な説明と、理解を求めること。また、関係車両の通行に際しては、制限速度と通行時間帯を設けて遵守してください。	計画地及び周辺の道路の現状と交通量の調査を実施しました。(「第 10 章 10.2 騒音・低周波音(1) 5) ③ (ｲ) ｱ) 自動車交通量、ｲ)道路の構造」(p.308～309)参照) また、交通管理者や道路管理者等の関係機関との協議、近隣のご理解をいただくための説明会の開催や、個別のご説明等の結果を踏まえ、道路設計に反映しました。 また、資材運搬等の車両には走行時間帯と制限速度・規制速度の遵守を徹底させます。供用時については、制限速度・規制速度の遵守と安全運転を指導します。(「第 11 章 環境の保全のための措置 (2)騒音・低周波音」(p.815～816) 参照)

表 7.1-1(15)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
環境の保全に関する配慮方針	水質、水象	計画エリアを流れる石川川の源流を保全し、水質汚濁対策を行ってください。	石川川の複数ある上流の谷戸のうち、計画地内にある湿地の一部を、公開緑地公園内として保全する方針です。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29) 参照)。水質汚濁対策として、工事中は沈砂池を兼ねる仮設調整池を設け、濁水が流入しないよう計画します。必要に応じて pH の調整を行い、排水基準値以下にして排水します。 供用時の生活排水は、合併処理浄化槽又は排水処理施設により浄化し、基準値以下の濃度として、石川川に放流します。また、製造系の企業が進出する場合は、石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、事前に、排水先である石川川を管轄する桶川市の担当部署と協議し、企業ごとに工場排水処理水の放流量及び水質を決定します。(「第 10 章 10.5 水質(2) 1) 造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度、3) 施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度」(p.426～427、429～433)、「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (5) 水質」(p.819) 参照)
	動物、植物、生態系	開発エリアは動植物や、昆虫類が多く生息しています。環境調査により確認できたものに対しては、移植等適切な対応をお願いします。また、湿地帯の場所へは、ビオトープによる昆虫が生息できる場所の整備をお願いします。	計画地内に、動植物や昆虫類の生育・生息環境として、湿地の一部を公開緑地公園内に保全し、公開緑地公園は、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う方針です。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「第 11 章 環境の保全のための措置 (9)動物、(10)植物、(11)生態系」(p.823～827 参照)

表 7.1-1(16)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
環境の保全に関する配慮方針	植物	植物の環境の保全に関する配慮方針で、「必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する」とあるが、移植に適さない植物などもあり、希少種や地域の固有種に対しては慎重な検討が必要である。計画地は湿性植物が多いことから、公園の面積や地形など、場合によっては計画変更も視野に入れた対策が望ましい。	計画地内で確認された保全すべき植物種は、耕作中の水田や耕作放棄地、三面護岸の水路に生育しており、保全のためには水田と同様の適切な管理により生育環境を維持することが重要と考えます。このため、水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、移植する方針としました。(「第 10 章 10.10 植物 (1) 5) ④保全すべき種及び保全すべき群落の状況」(p.583～591)、「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (10) 植物」(p.825) 参照)
	生態系	生態系の保全ための配慮方針として「植栽植樹は、現存植生の構成種を考慮し選定する」とあるが、有識者や NPO などの意見と検討を交え、科学的に検討した過程を明らかにしていただきたい。また、緩衝緑地帯に、湿地を確保することも視野に入れていただきたい。	公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する方針です。 緩衝緑地帯の植栽樹種は、計画地及び周辺の屋敷林の調査結果を基に、シラカシ、イヌシデ、ケヤキ等を選定しました。 また、緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地に取り込んで保全することを検討します。 緩衝緑地帯に湿地を確保することは、造成計画上、難しいため、公開緑地公園内に保全する方針としました。なお、植栽樹種については、専門家の指導助言を仰ぎつつ検討する計画です。 (「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29)、「第 11 章 環境の保全のための措置 (10) 植物、(11) 生態系」(p.826～827 参照)

表 7.1-1(17)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの 意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
環境の保全に関する配慮方針	史跡・文化財	史跡・文化財について、計画地は古墳跡と、江戸時代の牧野家の跡地であり、桶川市の歴史上、貴重かつ重要な文化財が存在する。「地下部の改変を極力回避した造成とする」だけでなく、全容を明らかにした地上部との重ね図をていねいに作成し、後世に残していただきたい。	試掘調査により、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性のある範囲は、桶川市の担当部署の指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限し現状保存する計画としています。その他の埋蔵文化財包蔵地は発掘調査を実施し、遺跡を記録保存します。 本掘調査は都市計画決定後に実施します。本遺構は、縄文時代と中近世時代の複合遺跡であり、調査結果はそれぞれの遺構の状況を重ねて表記した図面として、発掘調査報告書に掲載し公表します。また、遺跡の概要の概要を記した案内板の設置を検討します。本事業の地上部との重ね図は、事後調査報告書で報告します。(「第11章 環境の保全のための措置 11.1(14)史跡・文化財」(p.831参照)
		(仮称)桶川北本IC周辺東部地区土地区画整理事業計画地に隣接する上尾道路の工事を行った際、埋蔵文化財の発掘調査を行ったと聞いています。この度の計画地内にも埋蔵文化財が残っている可能性が考えられます。埋蔵文化財は、地域の歴史や文化を知るうえで大切な財産であることから、それを適切に保護するよう関係機関との協議及び実施を求める。	
		今回の上記対象事業の史跡・文化財(90、91頁)について、前回牧野家陣屋跡、見樹院(牧野薬師寺堂)大平遺跡の調査は桶川ジャンクション建設前に一部調査済みですが、陣屋跡地については、大部分残り未調査部分が今回の事業地に該当致しますので、当計画書の該当地を調査発掘する事が必要です。 天正18年秀吉が小田原北条を制した(1590)徳川家康は関東の地を与えられ江戸を中心とした地域支配のシステムの中で桶川を中心とした上尾、北本の西部地区を家康の譜代の家臣である「牧野康成(マキノ　ヤスシゲ)」が所領としてこの地を陣屋とした。(伝ると牧野家は初代「家康」～15代「慶喜」)までこの地を所領している大変珍しい家柄だった。)又この地は以前より荒川の舟運により繁栄した所領内の石戸宿に近く経済的に重要な拠点だったところを利用して陣屋としたのではないか。今回の計画用地には石川川の水源地も含まれた湿地帯が北東部にあり昔は自然の要害があり江戸時代以前、戦国時代の出城を陣屋として利用したのではないか？ 前回桶川ジャンクションの建設前に調査したおり、15世紀の陶器等が出土しています。又ジャンクション調査では牧野家の家紋入(三つ柏)の漆器が出土しています。牧野陣屋の少しを調査しただけでも貴重な出土品が有りました。未だ重要な部分が多く残って未だ未調査部分が多く桶川の戦国時代～江戸時代の歴史的貴重な資料が発見されると期待致します！ぜひ入念な調査をお願い致します！！	

表 7.1-1(18)環境の保全の見地からの意見を有する者の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		環境の保全の見地からの意見を有する者の意見	都市計画決定権者の見解
その他	手続きについて	環境アセスメントの手続きは、埼玉県環境影響評価条例第31条に基づき、市都市計画課が実施している。これに対する意見の募集を同課で行うのは客観性に欠ける。埼玉県が環境政策課で所管しているように、事業者と一線を画した組織(例;環境対策推進課)などで行うべき。	埼玉県環境影響評価条例において、環境影響評価の手続きは事業者が実施することとされており、対象事業が都市計画事業の場合は、事業者に代わって都市計画決定権者が行うこととされています。このため、環境影響評価手続を実施している桶川市都市計画課が、意見書の募集も行いました。

7.2 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

第 6 章で示した「知事の意見」についての都市計画決定権者の見解は、表 7.2-1(1)～(6)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目	知事の意見	都市計画決定権者の見解
1 事業計画について	(1) 事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、周辺の田園環境と調和するような土地利用計画を定めること。	計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分配慮し、工事計画については環境負荷が低減される工事工程を検討します。 また、供用後は、周辺の田園環境と調和するよう、緩衝緑地帯、遊歩道及び公開緑地公園等の整備を行う計画とします。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (1) 土地利用計画」(p.10～11) 参照)
	(2) 窒素酸化物は自動車が集積すると濃度が高くなることから、トラックが滞留せず、スムーズに交通を流すような道路計画の策定に努めること。	大宮国道事務所等の関係部署との協議を踏まえ、スムーズな交通流の確保と交通安全に留意した交通計画の策定に努めました。
	(3) 水路付替及び雨水貯留に伴う水流の変化による下流域や近隣農地の水利用への影響及び地下水への影響について言及し、状況を明らかにすること。 なお、計画地における雨水については石川川に排水する計画であるが、特に企業予定地内における地下雨水貯留槽からの排水については、排水先下流の浸水が想定される区域を考慮した排水計画とすること。	水路付替及び雨水貯留に伴う水流の変化については、水象の項目で予測しています。雨水浸透施設及び雨水貯留施設により雨水流出抑制対策を講じる計画であり、企業予定地内における雨水貯留施設からの放流量については、石川川の許容放流量以下として排水する計画です。(「第 10 章 10.6 水象 (2) 1) ⑥ (ｲ) 河川等の流量、流速及び水位の変化の程度」(p.468～469) 参照) また、下流域や近隣農地の水利用については、地下水の利用が、雨水浸透に努める計画であることや、地下水の流向から、計画地周辺への影響は小さいと予測しました。(「第 10 章 10.6 水象 (2) 2) ⑤ (ｱ) 造成地の存在に伴う地下水涵養量の減少による地下水の水位の変化の程度、(ｲ) 水路の付替及び雨水地下貯留槽の造成に伴う地下水の流向の変化」(p.470～471) 参照)

表 7.2-1(2) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目	知事の意見	都市計画決定権者の見解
1 事業計画について	(4) 計画地内の緑地の配置については、既存樹や屋敷林を出来る限り活用しながら、周辺緑地との連続性を確保できるよう検討すること。	緩衝緑地帯は、企業用地と計画地周辺との調和を図るため、企業用地の外周に計画しました。既存樹木のうち、緩衝緑地と位置的に重なるものについては、緩衝緑地に取り込み活用するとことを検討しています。 また、公開緑地公園として、計画地内の湿地の一部に保全する計画としました。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29) 参照)
	(5) 計画地内で湿地の造成を計画する場合は、生態系の保全の観点、計画地内の雨水貯留機能の観点、計画地から石川川への自然な排水の観点から出来る限り既存の湿地を活用するようにすること。	計画地内の湿地の一部については、公開緑地公園に保全する計画としました。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (9)公園・緑地計画」(p.27～29) 参照)
	(6) 既存樹や屋敷林はその土地の文化的資産であるという観点を念頭に、当該樹木の植生の状況を記録し、これを元に保全計画を立て、伐採の低減に努めること。	計画地内の既存樹木や屋敷林については、植生調査等により記録しました。 また、緩衝緑地帯と位置的に重なるものについては、緩衝緑地に取り込み活用することを検討しています。(「第 10 章 10.9 動物(1) 5) ③ (ｲ) ｲ) b オオタカの営巣環境」(p.544～545)、「第 10 章 10.10 植物 (1) 5) ①植物相の状況、②植生の状況」(p.580～582)、「第 11 章 環境の保全のための措置 (10) 植物」(p.825) 参照)
	(7) 進出予定企業の業種のうち流通業については、その物流施設稼働に伴う夜間の照明による生態系、景観への影響が想定される。 搬入口などからの光のもれや建物自体のライトアップ、また設置される街路灯の位置等については、これら環境要素に配慮した事業計画となるよう努めること。	進出予定企業の夜間照明等については、生態系及び景観への影響に配慮した照明とするよう、働きかけます。 また、計画地及びアクセス道路の街路灯については、利用者の安全性を確保した上で光漏れを少なくする機器を採用し、生態系及び景観への影響をできる限り抑えるよう配慮し、計画します。(「第 11 章 環境の保全のための措置 (10) 植物、(12) 景観」(p.825、828) 参照)

表 7.2-1(3) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		知事の意見	都市計画決定権者の見解
2 調査、予測及び評価について	(1) 全般的事項	進出予定企業の業種を流通業、製造業としているが、事業内容並びに周辺環境への影響（保育園などの要配慮施設及び交通流への影響）を具体的に把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。 なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、最大の負荷が見込まれる業種や想定される交通量などを元に調査、予測及び評価を行うこと。	計画地周辺には要配慮施設として保育園、小学校及び住宅等が分布しています。また、供用時の交通量の増加を想定し、上尾道路とのアクセスをスムーズにするため、アクセス道路を計画しています。これらを踏まえ、調査地点及び予測地点を選定しました。(「第 10 章 10.2 騒音・低周波音 (1) 3)調査地域・地点」(p.302～304) 参照) 進出予定企業の業種として、流通業、製造業を想定していますが、予測を行う上では、最大負荷が見込まれる業種として、施設の供用による影響については製造業を、車両の走行による影響については流通業を想定して予測及び評価を行いました。(「第 10 章 10.1 大気質 (2) 4) ⑤ (ｱ) ｱ) a 業種の設定、5) ⑤ (ｱ)将来交通量」(p.260、281)、「第 10 章 10.2 騒音・低周波音 (2) 3) ⑤ (ｱ) ｱ) a 業種の設定、 4) ⑤ (ｲ)将来交通量」(p.328、339)、「第 10 章 10.3 振動 (2) 3) ⑤ (ｱ) ｱ) a 業種の設定、4) ⑤ (ｲ)将来交通量」(p.370、375)、「第 10 章 10.4 悪臭 (2) 1) ⑤ (ｱ) ｱ)業種の設定」(p.392)、「第 10 章 10.18 温室効果ガス等(2) 4) ⑤ 予測条件、 5) ⑤ 予測条件」(p.798、801) 参照)

表 7.2-1(4) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		知事の意見	都市計画決定権者の見解
2 調査、予測及び評価について	(2) 水質	供用後に設置される合併浄化槽の規模について検討し、想定される規模に基づく負荷量を元に予測評価を行うこと。	供用後に企業用地に設置される合併処理浄化槽の規模については、雇用人数として約 716 人を設定し、想定される負荷量を基に、石川川の水質の予測評価を行いました。(「第 10 章 10.5 水質 (2) 3) ④ (ｱ) ｲ)予測条件」(p.430～431) 参照)
	(3) 水象	ア 河川等の流量、流速及び水位に係る現地調査における降雨時の調査については、ゲリラ豪雨等の予期せぬ雨量時の状況を考慮する必要があるため、台風もしくは集中豪雨後における調査とすること。	河川等の流量、流速及び水位にかかる現地調査における降雨時の調査については、通常の雨量時の調査だけでなく、集中豪雨時の調査も実施しました。(「第 10 章 10.6 水象(1) 5) ①(ｲ) ｲ)降雨時」(p.451～453) 参照)
		イ 地下水位の予測評価にあっては、湿地からの影響や、企業による貯水槽設置及び石川川の暗渠化による地下水浸透量の変化も考慮すること。	地下水位の予測評価にあたっては、湿地からの影響や、企業による貯水槽設置及び石川川の暗渠化による地下水浸透量の変化も考慮し、定性的に予測しました。(「第 10 章 10.6 水象(2) 2) ⑤予測結果 (p.470～471) 参照)
	(4) 地盤	3 か所の既存ボーリング調査地点はいずれも計画地周縁部の地盤が比較的強固な地点である一方、計画地中央は石川川上流の谷地(低湿地)であり、地盤が軟弱である。ついては、計画地中央部に新規ボーリング調査地点を選定し、圧密試験を実施した上で調査、予測及び評価を行うこと。 なお、周辺のボーリング結果を踏まえると、掘削深については 40m以深が妥当である。	既存の 3 か所のボーリング調査地点に加え、計画地内に新規に 6 か所の地点でボーリング調査を実施し、圧密試験を含む物理・力学試験を実施しました。掘削深は、いずれも 50m 以上です。 なお、アクセス道路沿いについては、物理・力学試験は行わず、2 地点で掘削深約 25mのボーリング調査を行いました。(「第 10 章 10.8 地盤(1) 3)調査地域・地点」(p.489、491)、「資料編 第 7 章 地盤」(資料編 p.151～180)参照)
	(5) 植物	植物の調査に当たっては、計画内にある樹高の高い屋敷林をオオタカが利用している可能性も考慮に入れて行うこと。	計画地周辺でオオタカの営巣が確認されたことから、計画地内の屋敷林についても、オオタカの営巣環境の観点から調査を行いました。(「第 10 章 10.9 動物(1) 2) ③ (ｲ) ｲ)現地調査、3) ③ (ｲ) ｲ)現地調査、 4) ③ (ｱ) ｱ)現地調査、 5) ③ (ｲ) ｲ) b オオタカの営巣環境」(p.508、514、516～517、544～545) 参照)

表 7.2-1(5) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		知事の意見	都市計画決定権者の見解
2 調査、予測及び評価について	(6) 景観	進出予定企業の業種のうち流通業について、物流施設は長大な建物であり、屋敷林の保護もあまりできないようなので、景観の変化が著しくなる懸念がある。また、公開緑地はあるが、周辺緑地との連続性は確保されていない。 以上の前提から、近景を積極的に予測評価すべきであり、少なくとも次のとおり計画地の東西南北各地点の近景を調査予測評価すること。 ア 東及び西側 計画地南側を東西に走る市道65号線沿いとし、川田谷陣屋などの景観ポイントを考慮し地点を選定すること。 イ 南側 川田谷こどもの森またはそれに近い計画地が視認できる道路上、雷電神社及び市道1537 号線上などを検討すること。 ウ 北側 計画地に隣接する首都圏中央連絡自動車道(圏央道)からの視点とすること。	計画地近傍の調査・予測地点として、市道 65 号線沿いの東側に 1 地点（提供公園用地付近)、西側に 1 地点（牧野薬師堂（川田谷陣屋))、北側に 1 地点（圏央道）を追加しました。 南側については、計画地を視認できる地点として、いなほ保育園前の 1 地点と、石川川沿いの市道 1537 号線上の 1 地点を計画しています。(「第10章 10.12 景観(1) 2)③(7)現地調査」(p.646、648～652）参照)
3 環境保全措置について	(1) 水質	桶川・北本水道企業団では、深層地下水を水道水源としていることから、当該水道水源への影響が大きいと予想される場合には、水質モニタリングを行うなどの環境保全措置を実施すること。	本事業では、工事中において、計画地内に埋設されている産業廃棄物はすべて撤去する計画であり、埋設された廃棄物や廃棄物混じり土も、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月、法律第 137 号）に定める特別管理廃棄物の判定基準及び「環境基本法」(平成 5 年 11 月、法律第 91 号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月、法律第 105 号）に定める土壌の汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、地下水汚染の要因となることはないと予測します。 なお、埋設廃棄物の撤去工事中は、工事排水の水質調査を実施する計画です。(「第 10 章 10.7 土壌 (1)調査、(2) 1)⑤予測結果、(3) 1)②評価結果」(p.477～487)、「第 13 章 13.2 (3) 1)造成等の工事に伴う水質への影響」(p.883～884) 参照)

表 7.2-1(6) 知事の意見についての都市計画決定権者の見解

項目		知事の意見	都市計画決定権者の見解
3 環境保全措置について	(2) 動物	計画地の周辺において、オオタカの営巣の情報があることから、工事による営巣放棄のリスクを出来る限り低減できるような環境保全措置を講じること。	現地調査において、計画地の周辺でオオタカの営巣を確認しましたが、計画地からは一定の距離があり、計画地は営巣中心域には含まれていないこと等から、著しい影響は及ぼさないと考えます。ただし、計画地を高利用域に含む営巣地において営巣が確認された場合は、工事の影響を把握するため、繁殖期にカメラ監視等の手法により、工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努めます。(「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (9) 動物」(p.823) 参照)。
	(3) 史跡・文化財	計画地周辺に多数の埋蔵文化財包蔵地が確認されていることや、計画地内にも一部埋蔵文化財包蔵地が含まれていることから、関係機関とよく協議の上調査を実施することとし、埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。	試掘調査により、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性のある範囲は、桶川市の担当部署指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限し現状保存する計画としています。その他の埋蔵文化財包蔵地は発掘調査を実施し、遺跡を記録保存します。 本掘調査は都市計画決定後に実施します。本遺構は、縄文時代と中近世時代の複合遺跡であり、調査結果はそれぞれの遺構の状況を重ねて表記した図面として、発掘調査報告書に掲載し公表します。また、遺跡の概要の概要を記した案内板の設置を検討します。本事業の地上部との重ね図は、事後調査報告書で報告します。(「第 11 章 環境の保全のための措置 11.1 (14)史跡・文化財」(p.831) 参照)
	(4)廃棄物等	計画地中央に埋設している産業廃棄物については、道路管理者や進出企業と協議し、関係法令に則り、適切に対処すること。	計画地内に埋設されている産業廃棄物は、全て撤去する計画であり、法令に則り、適切に処理する計画です。(「第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 (10)その他」(p.30) 参照) なお、埋設区域の一部が区画道路 13.5-1 号の敷地にかかることから、将来の道路管理者となる桶川市の担当部署と協議を行っており、全て撤去する計画で了承をいただいています。